資料２－３

通年制保育園の保育料（H28.4.1 現在）

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分			金額（月額）	
階層区分	定義		３歳未満児	３歳以上児
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）による被支援世帯（単給世帯を含む。）		円 0	円 0
B	A階層を除き，前年度分の市町村民税が非課税の世帯又は市町村民税が課税されている世帯であって，その市町村民税の額が均等割の額のみのもの		9,800 (4,900)	8,200 (4,100)
C１	A階層を除き，前年度分の市町村民税が課税されている世帯であって，その市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	3,501円以上 5,500円以下	12,100 (6,100)	10,100 (5,100)
C２		5,501円以上 11,500円以下	13,700 (6,900)	11,400 (5,700)
C３		11,501円以上 21,500円以下	15,100 (7,600)	12,600 (6,300)
C４		21,501円以上 31,500円以下	16,600 (8,300)	13,800 (6,900)
C５		31,501円以上 41,500円以下	17,900 (9,000)	14,900 (7,500)
C６		41,501円以上 51,500円以下	19,400 (9,700)	16,200 (8,100)
C７		51,501円以上 61,500円以下	20,800 (10,400)	17,300 (8,700)
C８		61,501円以上 91,500円以下	22,100 (11,100)	18,400 (9,200)
C９		91,501円以上 119,500円以下	23,300 (11,700)	19,400 (9,700)
C10		119,501円以上 134,500円以下	24,600 (12,300)	20,500 (10,300)
C11		134,501円以上 164,500円以下	25,900 (13,000)	21,600 (10,800)
C12		164,501円以上 194,500円以下	27,100 (13,600)	22,600 (11,300)
C13		194,501円以上	28,600 (14,300)	23,800 (11,900)

備考

１　「均等割の額」とは，地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第１項第１号に規定する均等割の額をいう。

２　Ｃ階層における市町村民税に係る地方税法第292条第１項第２号の所得割の額を計算する場合には，地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第４号）第１条の規定による改正前の地方税法第314条の２第１項第11号の規定の適用があるものとして計算し，地方税法第314条の７及び第314条の８並びに附則第５条第３項,第５条の４第６項及び第５条の４の２第５項の規定は適用しない。

３　同一世帯に２人以上の入園児童がいる場合は，年齢の最も高い児童を第１子目とし，第２子目以降の児童に適用する保育料の額は，各階層の（　）内の額とする。

４　入園児童の属する世帯の階層がＢ階層と認定された世帯(市町村民税が非課税のものに限る。)であっても，母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子及び配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯である場合には，この表の規定にかかわらず，保育料の額は，０円とする。